

長野県産科研修医研修資金貸与規程（平成28年長野県告示第412号）

（趣旨）

第1条 この規程は、県内における産科の医師の確保を図るため、将来県内の公立病院、公的病院等の医師として勤務しようとする者に対し、予算の範囲内で産科研修医研修資金（以下「研修資金」という。）を貸与することについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「指定医療機関」とは、次に掲げる県内の医療機関であって、知事が指定するものをいう。

- (1) 地方独立行政法人長野県立病院機構、市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合、日本赤十字社又は長野県厚生農業協同組合連合会が設置した病院
- (2) 知事が必要と認める医師の産科に係る専門性に関する研修（以下「専門研修」という。）を行う病院（3年を限度として専門研修を受ける場合に限る。）
- (3) その他知事が特に必要と認める医療機関

（貸与対象者）

第3条 研修資金の貸与を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、将来、指定医療機関において分べんを取り扱う産科の医師として勤務しようとする者とする。

- (1) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）のうち、将来産科医になることを希望する者を対象とした研修プログラム（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知）第2の5(1)ア(カ)に規定する研修プログラムをいう。）であって知事が適当と認めるもの以外のものを受ける者
- (2) 専門研修を受ける者（3年を限度として専門研修を受ける場合に限る。）

（研修資金の額）

第4条 研修資金の貸与の額は、月額20万円とする。

(貸与の期間)

第5条 研修資金の貸与の期間は、臨床研修又は専門研修（以下「貸与に係る研修」という。）を開始した日の属する月から貸与に係る研修を修了した日の属する月までとする。ただし、貸与に係る研修を開始した年度の翌年度以降に貸与を決定された場合は、貸与が決定された日の属する年度の4月から貸与に係る研修を修了した日の属する月までとする。

(貸与の申請)

第6条 研修資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長野県産科研修医研修資金貸与申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 医師免許証又は医籍の登録済証明書の写真
- (2) 健康診断書
- (3) 貸与に係る研修先の病院の開設者又は管理者の推薦書（様式第2号）
- (4) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (5) その他知事が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 申請者は、連帯保証人1名を立て、申請書にその署名を得なければならない。この場合において、連帯保証人は、独立して生計を営む成年者でなければならない。

(貸与の決定)

第8条 知事は、申請書を受理したときは、審査をし、適当と認めるときは、研修資金の貸与を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(誓約書)

第9条 前条第2項の規定による通知を受けた者は、速やかに誓約書（様式第3号）を知事に提出しなければならない。

(研修資金の交付)

第10条 研修資金は、第8条第2項の規定による通知を受けた者の請求により毎年5月、7

月、10月及び1月に当該四半期に係る分を本人に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、当該交付に係る年度分に限り2以上の四半期に係る分をあわせて交付することができる。

- 2 前項の規定による請求は、毎年、長野県産科研修医研修資金交付請求書（様式第4号）を知事に提出して行うものとする。

（健康診断書の提出）

第11条 研修資金の交付を受けた者（以下「被貸与者」という。）は、貸与に係る研修を受けている期間においては、知事から求めがあった場合、健康診断書を知事に提出しなければならない。

（貸与の停止）

第12条 被貸与者が貸与に係る研修を中断したときは、その事実の発生した日の属する月の翌月分から貸与に係る研修を再開した日の属する月の分まで研修資金の貸与を停止する。

- 2 被貸与者が正当な理由なく前条に規定する健康診断書を提出しないときは、貸与を一時停止することができる。
- 3 前2項の規定により貸与を停止された者が、貸与に係る研修を再開し、又は健康診断書を提出した場合は、研修資金の貸与を再開するものとする。
- 4 知事は、第1項又は第2項の規定により貸与を停止するとき及び前項の規定により貸与を再開するときは、その旨を本人に通知するものとする。
- 5 第1項又は第2項の規定による停止があった場合において、既に当該停止月まで貸与された研修資金があるときは、その資金を当該被貸与者が貸与に係る研修を再開し、又は停止の解除があった日の属する月の翌月以降分として貸与されたものとみなす。

（決定の取消し）

第13条 被貸与者が貸与に係る研修を受けている期間において次の各号のいずれかに該当にするとしたときは、第8条第1項の規定による決定を取り消すものとする。

- (1) 貸与に係る研修を中止したとき。
- (2) 心身の故障のため貸与に係る研修を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3) 第3条第1号の被貸与者については、臨床研修を3年以内に修了しないとき（災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (4) 死亡したとき。

- (5) 研修資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) この規程に定める義務を怠ったとき。
- (7) その他研修資金貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により貸与の決定を取り消したときは、その旨を本人に通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第14条 知事は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、研修資金の返還及び利息の支払債務（以下「返還債務」という。）を免除する。

- (1) 次に掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれ次に定める場合に該当するに至った後、直ちに指定医療機関において分べんを取り扱う産科の業務に従事し、当該従事した期間が、研修資金の貸与を受けた期間（以下この条において「貸与期間」という。）の2倍に相当する期間に達したとき。

ア 第3条第1号の被貸与者（ウに該当する者を除く。） 貸与に係る研修を修了した場合

イ 第3条第2号の被貸与者（エに該当する者を除く。） 貸与に係る研修を修了した場合（同号の被貸与者で同条第1号の被貸与者であるものにあつては、アに係る従事期間が貸与期間の2倍に相当する期間に達した場合又は貸与に係る研修（専門研修に限る。）を修了した場合のうちいずれか遅い場合。）

ウ 第3条第1号の被貸与者のうち長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）に基づく貸与を受けたもの 長野県医学生修学資金貸与規程第14条第1項第1号に該当した場合

エ 第3条第2号の被貸与者のうち長野県臨床研修医研修資金貸与規程（平成21年長野県告示第155号）に基づく貸与を受けたもの 長野県臨床研修医研修資金貸与規程第14条第1項第1号に該当した場合又は貸与に係る研修を修了した場合のうちいずれか遅い場合

- (2) 前号に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 知事は、被貸与者が、前項第1号に規定する従事期間中に業務上以外の理由により死亡し、又は業務上以外に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったときは、従事期間を貸与期間の2倍に相当する期間で除して得た数を返還債務の額に乗じて得た額を免除する。

- 3 第1項第1号及び前項に規定する従事期間の計算は、第1項第1号に規定する業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により行うものとし、当該期間中に休職（業務に起因する休職を除く。）、停職又は第3条第1号の被貸与者が受ける専門研修（指定医療機関で受けるものを除く。）の期間がある場合は、これらの期間の開始の日の属する月から終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。
- 4 第1項又は第2項の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、長野県産科研修医研修資金返還債務免除申請書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（返還）

第15条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、知事の指定する期日までに、貸与を受けた研修資金の額に、貸与を受けた日の翌日から当該各号に掲げる事由が生じた日までの日数に応じ年10パーセントの割合で計算した利息を加えた額を返還しなければならない。

- (1) 第13条第1項の規定による取消しがあったとき。
- (2) 前条第1項第1号のアからエまでに掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当するに至った後、直ちに指定医療機関における分べんを取り扱う産科の業務に従事しなかったとき（第3条第1号の被貸与者が直ちに指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (3) 指定医療機関における分べんを取り扱う産科の業務に従事しなかったとき（第3条第1号の被貸与者が指定医療機関以外で専門研修を受ける場合又は災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる場合を除く。）。
- (4) 貸与に係る研修を修了した後、死亡したとき（前条第1項第2号に該当する場合を除く。）。

（返還債務の裁量免除）

第16条 知事は、被貸与者が死亡し、又は心身の故障その他やむを得ない理由により返還債務を履行することができなくなった場合において、特に必要があると認めたときは、当該返還債務の全部又は一部を免除することがある。

- 2 第14条第4項の規定は、前項に規定する免除の場合に準用する。

(返還の猶予)

第17条 知事は、被貸与者が災害、疾病その他やむを得ない理由により研修資金を返還することが困難である場合において、特に必要があると認めるときは、その理由が継続する期間に限り、返還債務の履行を猶予することができる。

2 前項の規定により研修資金の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、長野県産科研修医研修資金返還債務履行猶予申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、返還債務の履行を猶予することを決定した者が、第1項に規定する理由に該当しなくなったときは、猶予期間内であっても当該猶予の決定を取り消すものとする。

(延滞利息)

第18条 被貸与者は、正当な理由なく返還債務を履行すべき日までにこれを履行しなかったときは、当該履行すべき日の翌日から履行の日までの日数に応じ、履行すべき額について年14.5パーセントの割合による延滞利息を支払わなければならない。

(届出)

第19条 被貸与者は、研修資金の返還前に本人又は連帯保証人の氏名、住所、職業その他重要と認められる事項に異動があったときは、直ちに、その旨を知事に届け出なければならない。

2 被貸与者は、連帯保証人が死亡し、若しくはその他の理由により資格を失い、又は知事が不相当と認めてその変更を求めたときは、直ちに別に連帯保証人を定め、連署のうえ、その旨を知事に届け出なければならない。

3 被貸与者が死亡したときは、連帯保証人は、直ちに死亡を証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

4 被貸与者は、貸与に係る研修を中止又は中断若しくは再開したときは、直ちに、貸与に係る研修中止(中断・再開)届出書(様式第7号)によりその旨を知事に届け出なければならない。

5 第14条第1項第1号のアからエまでに掲げる被貸与者の区分に応じ、それぞれに定める場合に該当するに至った後、被貸与者は、毎年4月1日現在における就業等の状況を同年4月末日までに、就業等の状況届出書(様式第8号)により知事に届け出なければならない。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、研修資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。